

意見書案第9号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月15日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 福祉厚生常任委員会
委員長 久保田 真澄

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっています。

ひきこもり支援に関する法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が40歳未満と若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状があります。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっています。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 3 「子ども・若者育成支援推進法」、「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- 4 当面、厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（共生・共助担当） 財務大臣